次

目

規 則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

(雇用対策課)

○職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定の解除

○東北歴史博物館特別展「アンコール・ワットへのみち」宮城展 ○二級河川七北田川系河川整備基本方針の公表

に係る前売観覧料の徴収事務の委託

選挙管理委員会

宮

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

挙権を有する者の数

規

則

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十日

○宮城県規則第九十一号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

(1)

職業訓練給付金支給規則 (昭和五十年宮城県規則第六十三号) の一部を次のように改正する。

行

第

一条第一項第

一号中

「第二十条」を「第二十二条」に改める。

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

附

発

この規則は、公布の日から施行する。

ページ ○宮城県規則第九十二号 第十五条第三号中「第二十条」を「第二十二条」に改める 職場適応訓練委託規則(昭和五十五年宮城県規則第四十一号) 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十八年六月十日 附 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

示

告

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

一条第一号の規定により告示する。

(教育庁文化財保護課)

 \equiv

河

Ш

課

(森林整備課) 障害福祉課

○宮城県告示第五百五十号

平成二十八年六月十日

 \equiv

宮城県知事 村 井 嘉

浩

〇四一三一〇〇一九九	事業所番号
前二十二 – 三 遠田郡美里町字叔廼 タックス	所在地の名称及び
行同居 動援護 護護	ービスの種類 指定障害福祉サ
クス 有限会社 タッ	沁置者名
五月一日	指定年月日

○宮城県告示第五百五十一号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

平成二十八年六月十日

林の指定を解除する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

県

城

3

1 東松島市浜市字樋場一の一五七、 解除予定保安林の所在場所

潮害の防備

2

保安林として指定された目的

一の二〇一、一の二〇三

解除の理由

3

河川管理施設用地とするため

解除予定保安林の所在場所 東松島市浜市字樋場七三の二、 字須賀松七の二

<u>-</u>

保安林として指定された目的

2

飛砂の防備

解除の理由

河川管理施設用地とするため

○宮城県告示第五百五十二号

台土木事務所においてこれを公表する。 2川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川七北田川水系

平成二十八年六月十日

○宮城県告示第五百五十三号

宮城県知事 村 井 嘉

浩

館における特別展「アンコール・ワットへのみち」宮城展前売観覧料に係る使用料の徴収事務を平成 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物

二十八年五月十日次のとおり委託した。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社河北新報社

仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

東北放送株式会社

委託期間

平成二十八年五月二十日から平成二十八年七月十五日まで

白

石・

刈田選挙区

気仙沼・本吉選挙区

六七九 五四二

宮 豆

城

黒

両 三

六〇〇 八五二

名

区

Ó

加

塩

釜

区

五

理

挙

 $\stackrel{-}{=}$

九八八

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十号

のとおりである。 と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数 はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して 要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあって 七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に 及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第 平成二十八年六月二日現在における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項 次

平成二十八年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、〇九五

得た数とを合算して得た数 える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超

三三八、〇九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の 一の数

泉 石 太 若 宮 巻 • 城 選 野 牡鹿 選 選 選挙 挙 X X X 区 区 区 四三、 五八、 六一、 五一、一七二 三六、二六〇 七九、七三五 七〇一 〇九七 五九〇 柴 東 栗 登 岩 大 松 原 田 临 米 沼 選 選 挙 挙 挙 挙 区 区 X X X 三六、 $\stackrel{\sim}{\sim}$ $\stackrel{-}{=}$ = $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 九四三 五九六 九一六 八六四 七七二 一九四